

平成29年7月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月10日(月) 午後2時 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
 - 議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(除外)
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(21名)

1番 草場 學	2番 後藤 感二
3番 中村 洋子	4番 平山 政之
5番 重松 淳一	6番 山田 武二
7番 坂田 俊博(欠席)	8番 高松 昭夫
9番 能塚 美鶴	10番 田中 浩
11番 熊手 久雄	12番 寺崎 昇
13番 井手 博幸	14番 白水 隆資
(15番 欠 員)	16番 武下 博俊
17番 藤井 豊志	18番 寺崎 廣喜
19番 永利 昇	20番 柳 文子
21番 永利 春雄	22番 草場 小夜子
23番 久光 悟	
5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 田植えも無事終わったようでございますが、梅雨が終わりますと、いよいよ猛暑の時期を迎えます。また、今月は大豆の作付けが始まり、農繁期があとしばらく続きますが、皆様におかれましては大変ご多忙の中、本総会に参集いただきましてありがとうございます。本日は議案 5 件、報告事項 2 件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は 21 名で委員定足数に達しております。なお坂田委員より欠席届が出ています。よって、平成 29 年 7 月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしく願います。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、9 番 能塚美鶴 委員、10 番 田中浩 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第 2 議案の審議を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 3 件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧ください。番号 1 は下西鯨坂の畑 2 筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号 2 は津古の農地 4 筆です。親子間の贈与です。

(場所の説明)

次に議案書の 2 ページをご覧ください。番号 3 は上岩田の畑 1 筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、

事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

- 第3分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。
- 議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

- 議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

- 議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

- 議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

- 事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1と番号2は、大保地内の農地7筆です。貸露天駐車場に転用するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は西鉄の大保駅から、おおむね500メートル以内の区域になるので第2種農地に該当し、代替地検討もなされていることから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま。

なお、番号1と番号2は地区会議に於いて了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

- 議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。
- 第1分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。
- 議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、大崎地内の畑2筆です。一般個人住宅を建築するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は上下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に教育施設及び医療施設が存在するので第3種農地に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。なお、番号1は先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

- 議長 続きますして、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転2件を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。
番号1は八坂地区内の田1筆です。経営規模拡大のため福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。
(価格、場所の説明)
番号2は八坂地内の田1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。
(価格、場所の説明)
なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。
以上で提案理由の説明を終わります。
- 議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。
- 第2分科会長 ご報告いたします。議案第4号農業経営基盤強化 促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転2件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いたします。
- 議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。
(質問意見なし)
- 議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので議案第4号は原案通り承認いたします。
- 議長 つぎに議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について 1件を議案とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 議案書の6ページをお願いします。それでは議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について ご説明いたします。
番号1は山隈地内で農振農用地区内の畑1筆です。3月に審議して頂いた貸倉庫への転用に伴い、農家住宅、農業用倉庫等に移転するために、

小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、農振除外に係る計画変更に伴い、小郡市から意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

当該申請地は、おおむね500m以内に甘木鉄道の今隈駅があるので、農振除外後は第2種農地に該当し、宅地の一部を隣接の自己所有農地へ移転するという事ですので問題ないと思われまます。先月開催しました地区会議において慎重審議いただき承認を受けています。

なお、申請地番など詳細は記載の通りです。以上で説明を終わります。

- 議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので第2分科会長よりご報告をお願いします。
- 第2分科会長 ご報告いたします。議案第5号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、事務局からの説明を受け、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

- 議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は、挙手をおねがいします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認し市に報告いたします。
- 議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出6件につきまして報告いたします。
番号1から8ページの番号2は転用のための合意解約です。
8ページの番号3は借手の都合による合意解約です。
番号4から9ページの番号5は転用のための合意解約です。
番号6は売買のための合意解約です。
詳細につきましては議案書記載の通りでございます
続きまして、議案書の10ページをご覧ください。
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告いたします。
番号1と番号2は、宅地分譲ために届出が提出されたものです。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

以上で報告事項を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして7月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年7月10日(月) 午後 2時30分閉会
小郡市農業委員会

署名委員 9 番 (印)

署名委員 10 番 (印)